

平成26年8月29日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成26年(ワ)第892号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・京都地方裁判所平成25年(ワ)第1453号)

口頭弁論終結日 平成26年6月4日

判 決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控訴人 (被告)	アイフル株式会社
同代表者代表取締役	福田 吉 孝
同訴訟代理人支配人	村 田 賢 二

被控訴人 (原告)	
同訴訟代理人弁護士	西 尾 剛

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 貸金業者である控訴人との間で借入と返済を繰り返してきた被控訴人が、控訴人に支払った利息制限法所定の制限利率 (以下, 単に「制限利率」という。)を超える

利息（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当して計算すると過払金が生じているとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払元利金289万8275円及びうち元金206万6818円に対する平成25年4月30日から支払済みまで民法704条前段所定の年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

2 一 原判決は、被控訴人の請求を認容した。そこで、控訴人は、原判決を不服として控訴した。

3 争いのない事実等

(1) 控訴人は、金銭の貸付けを業とする株式会社である。

(2) 被控訴人は、平成8年9月24日から平成17年5月25日まで、原判決別紙計算書2の各「取引日」欄記載の各年月日に、各「借入額」欄記載の各金員を控訴人から借り受け、各「返済額」欄記載の各金員を控訴人に弁済した（甲2。以下、これら一連の取引を「本件取引」という。）。

4 争点

(1) 控訴人の悪意の受益者性

ア 被控訴人

控訴人は、制限超過部分を受領していたが、被控訴人に対して制限超過部分を返還しなければならない義務があることを知っていた。

イ 控訴人

控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「法」という。）17条1項及び18条1項書面を交付する態勢を整えているが、本件においては、取引の都度発行していたATMジャーナル（控訴人ATM（現金自動預払機）で貸付け又は弁済を行った際に、顧客へ発行する「ご利用明細書（法17条書面及び18条書面）」の控え）の一部を証拠として提出しており、控訴人は民法704条にいう悪意の受益者ではない。悪意の受益者ではないから、控訴人が返還すべき利得の範囲は現に利益の存する限度で足り、被控

訴人が支払った利息は法人税等として納付した限度において現存していない。
仮に、悪意の受益者であっても、法定利息を付すべき時期は訴状送達の日翌日である。

(2) 本件取引の一連性と消滅時効

ア 被控訴人

本件取引はリボルビングを内容とする基本契約に基づく一連一体の取引である。

イ 控訴人

(7) 本件取引は、連続した1個のものではなく、分断が生じている。すなわち、平成8年9月24日から平成10年6月30日までの取引、平成10年6月30日から平成11年1月19日までの取引、平成11年1月19日から平成13年7月3日までの取引及び平成13年7月3日から平成17年5月25日までの取引（以下、それぞれ「第1取引」、「第2取引」、「第3取引」及び「第4取引」という。）に分かれる。

(4) 控訴人は、平成25年11月6日の原審口頭弁論期日において、平成15年5月1日より前の本件取引によって発生した過払金について民法167条の消滅時効を援用するとの意思表示をした。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は理由があると判断する。その理由は、次のとおりである。

2 争点(1)について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息債務の弁済として受領したが、その受領につき法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」

であると推定されるが、制限利率を超過する約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約のもとで制限超過部分を支払った場合は貸金業法43条1項にいう「任意に支払った」ものということとはできないとした最高裁平成18年1月13日判決（以下「平成18年判決」という。）の言渡以前にされた上記期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として控訴人を悪意の受益者とすることはできないというべきである。そうすると、平成18年判決以前の取引については、上記「任意に支払った」という要件以外の他の法43条1項の要件を充足するかを検討する必要がある。

(2) 控訴人は、この点について、被控訴人の一部の融資又は弁済について、ATMジャーナル等を提出して、悪意の受益者ではない旨主張する。しかし、控訴人は、被控訴人のごく一部の取引についてATMジャーナルを提出するにすぎず、他の多くの取引についての状況は明らかではなく、このような状況下においては、法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情があるということとはできず、平成18年判決以前の取引についても、控訴人は民法704条にいう「悪意の受益者」にあたりと解するのが相当である。したがって、控訴人は、過払金発生時から利息の支払義務を負い、その利率は年5分である。

なお、控訴人は悪意の受益者であるから、現存利益の消滅に関する控訴人の主張はその前提を欠く。

3 争点(2)について

(1) 証拠（甲2、乙B1ないし9（枝番を含む。以下同じ。））及び弁論の全趣旨によると、次の事実が認められる。

ア 第1取引

被控訴人は、控訴人との間で、平成8年9月24日、40万円の借入限度額（後に50万円に増額されたものと推認される。）の範囲内で継続的に金銭の貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した約定利率年29.2%の無担

保の金銭消費貸借契約を締結し、これに基づき、同日30万円を借り入れ、平成10年6月30日に第1取引の約定による残債務49万2040円を返済するまで継続的な金銭消費貸借取引を行った。上記残債務の返済は、下記の第2取引における最初の貸付けがされたのと同日に実行された。

イ 第2取引

被控訴人は、控訴人との間で、平成10年6月29日、被控訴人が所有する不動産に根抵当権を設定した上、250万円を借入限度額とする不動産担保ローンを申し込み、同日根抵当権設定契約を締結した上、借入限度額250万円、約定利率年25.0%、平成10年7月30日から平成15年6月30日まで60回で返済する約定の金銭消費貸借契約を締結した。第2取引に係る契約は、250万円を限度として新たな借入れをすることができ、新たな借入れをした場合は、その時の借入残高に応じて元金を支払い、最終回に残元金を一括して支払うという約定であった。被控訴人は、第2取引に係る契約に基づき、同月30日に控訴人から250万円を借り入れたのを初め、その後借入れと返済を繰り返し、平成11年1月19日に約定による残債務259万2324円を完済した。上記残債務の返済は、下記の第3取引における最初の貸付けがされたのと同日に実行された。

なお、第2取引に係る基本契約書(乙B3-1)及び融資金受領書(乙B8)には、第2取引の返済方式について「元利均等」の欄にマークがされているように見受けられるが、第2取引では借入限度額が設定され、その期間中に新たな借入れが複数回されていることから、上記のとおりリボルビング方式の消費貸借契約であったと認めるのが相当である。

ウ 第3取引

被控訴人は、控訴人との間で、平成11年1月19日に40万円の借入限度額の範囲内で継続的に金銭の貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した約定利率年29.2%の無担保の金銭消費貸借契約を締結し、これに基づき、

同日20万円を控訴人から借り入れ、平成13年7月3日に第3取引の約定による残債務40万5730円を返済するまで継続的な金銭消費貸借取引を行った。上記残債務の返済は、下記の第4取引における貸付けがされたのと同日に実行された。

エ 第4取引

被控訴人は、控訴人との間で、平成13年7月3日、控訴人も含めたそれまでの複数の消費者金融会社等からの借入金債務等を一括して弁済する目的で、被控訴人が所有する不動産に根抵当権を設定した上、借入限度額220万円、約定利率年23.0%とする金銭消費貸借契約を締結した。第4取引に係る契約は、220万円を限度として新たな借入れをすることができ、新たな借入れをした場合は、その時の借入残高に応じて元金を支払い、最終回に残元金を一括して支払うという約定であり、平成13年7月から平成15年6月まで毎月29日限り元金1万円ずつ（ただし、最終回は197万円）の返済予定になっていた。第4取引は、契約日に借入限度額満額の借入れがあり、平成17年5月25日に約定による残債務163万8900円が完済されたが、その間、新たな借入れはなかった。

- (2) 以上のとおり、控訴人と被控訴人との間には、平成8年9月24日から平成17年5月25日までの8年8か月の間、無担保取引と不動産担保取引が交互に間断なく継続しており、そのいずれもが貸付けと返済を繰り返し（第1ないし第3取引）、あるいは新たな貸付けを予定した取引（第4取引）が反復継続されていたもので、いずれの取引でも制限利率を超過する利率の約定がされ、新たな取引が開始された日にその前の取引の約定による残債務全額が返済されている。第1ないし第4取引ではそれぞれ別個の契約が締結され、第1取引及び第3取引が無担保の取引であり、第2取引及び第4取引では担保権が設定され、無担保取引と担保付き取引では貸付額や利率の違いは小さなものではないが、いずれの取引も新たな貸付けと返済が予定された連続した一体の取引というべきであって、この

ような取引では、先行する取引で過払金が発生した場合に、これをそのままにして複数の権利関係を残すことを望まないのが契約当事者の通常の意味というべきであり、先行する取引で発生した過払金は、その後の取引に係る債務に充当する合意が存在するものと解するのが相当である。このことは、第4取引でその後新たな借入れがされなかったという事情を考慮しても変わることはない。

- 4 その他、当審における控訴人及び被控訴人の各主張を考慮しても、上記認定・説示を左右するに足りない。
- 5 以上によれば、被控訴人の請求を認容すべきである。よって、これと同旨の原判決は正当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 田 川 直 之

裁判官 浅 井 隆 彦

裁判官 西 岡 繁 靖

これは正本である。

平成26年8月29日

大阪高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 和田弘樹

